

# いよいよ市民後見が国政の課題に

一地域の歴史や特性を生かした有効なシステムをつくりましょうー

代表理事 長谷川卓也

平成23年6月16日の朝日新聞に「認知症 後見人は市民 改正介護保険法育成促す」の3段見出しの記事が掲載され、次のような内容でした。現在200万人を超える認知症患者は、25年には323万人まで増える推計で、親族のいない認知症高齢者の急増が予想され、成年後見人ニーズも急増する。しかし、配偶者や子以外の第3者後見人は4割で、ほとんどが弁護士や司法書士等の専門職。厚労省は「報酬の関係で、弁護士など専門職の後見人が増えるのは考えにくい」とみて、市民後見人の育成に力を入れる。改正法では、市町村に育成や活用を促した。 ※最高裁判所が発表した平成22年の成年後見関係事件の概況によれば、第3者後見人の割合は41.4%で、前年より5.2%増加している。

国が施策として「市民後見」を正面から取り上げたのは初めてだろうと思います。そして、「厚労省は今年度から37市区町でモデル事業を実施。14年度にも全国で育成する仕組みをつくる。」とも書かれています。東三河後見センターもそのモデル事業の一つに選ばれました。(実施主体は豊川市で、後見センターは豊川市から業務委託を受ける関係)

気になったのは次の一文です。「厚労省がモデルにするのは、4年前に成年後見支援センターを設置した大阪市だ。弁護士などを講師に迎えた講習を修了した市民を、後見人バンクに登録、家裁からの依頼を受け、同センターが後見人を推薦している。無報酬だが、バンクには141人が登録、これまでに51人が後見人になった。」

4年間の活動と言えば、東三河後見センターとほぼ同じです。私たちはその間<sup>46</sup>39人の受任です。私たちが対象とする東三河3市2町1村は約33万人、大阪市の人口約266万人、東三河の8倍です。この人口規模で、市民後見人とはいえ、私たちの受任の約<sup>1.1</sup>1.5倍は少なすぎないか？ それは「無報酬」と何か関係があるか？ 大阪市は成功事例なのか？

厚労省がどこをモデルにするかは自由だが、地域ごとに事情や歴史があり、それらを十分に生かす施策が求められます。東三河にはNPO法人東三河後見センターと今年開設される豊川市成年後見支援センターがあり、行政、社協、NPOが連携・協働し、専門職と市民が力を合わせて「東三河モデル」を開発したいものです。

## 市民後見人研修を受講して今考えること

池田 進

私は研修を修了して、市民後見人として活動する場合、法人に加入してその一員として活動したいと考えています。その理由として、第一に、個人で後見人として活動するには、知識や対処方等まだ後見人として能力が不足しているからです。組織の中でその一員として活動することで、指導や助言を受けることができ、意見交換をする中で進めることで大きな誤りを犯すことなく後見人業務を遂行できると考えています。

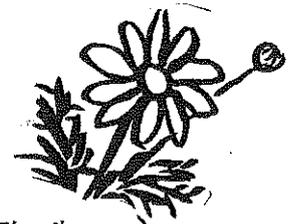
第二に、金銭に関する不正な取扱いを防げると考えています。最近の新聞で「弁護士が後見人として活動する中で被後見人の財産を横領した」との記事が載っていました。

財産の管理を正しく行うことは、後見人活動の原点です。後見人となる人は、当初そのことを十分理解し肝に銘じていた筈です。個人で長い年月、被後見人の財産を運用して、ついやましい心に負け、不正な取扱いに至ったことが原因と思われる。人間は弱いもので、いつ心に魔がさすかわかりません。複数の人が関与し、個人の誤った扱いを発見できる体制が必要です。法人として活動する場合、一人の被後見人に複数の人がかかわり合うことで不正な扱いを減らせると考えています。

第三に、被後見人と後見人との関係に、ある程度の自由を確保して参加したいと考えています。被後見人との相性や価値観の違いから、被後見人との関係に限界を感じた時、個人で後見人になった場合は、裁判所の許可なく後見人を辞退することは出来ません。

辞退を申し出ても認められない場合や、例え認められるにしても、長い時間が必要になることが予想されます。その点、法人が後見人となった場合は、法人組織内で変更することもある程度可能になると考えられるからです。

## 市民後見人養成講座を受講して



杉浦 弥生

後見人とは、本人にとって最も良い生活が送れるように配慮し、誠実に行動すると学びました。人それぞれ生き方、性格、価値観などが違います。

そこで私の判断能力が衰えた時の事を考えたら、三つ思いが浮かびました。

一、私の好きな食べ物、色、洋服、時間の過ごし方、私の苦手な事もよく知ってほしいと思います。そして、私の好きな事の為にお金をつかってほしいと思います。

二、私の寿命（医療、介護）に対する考えを理解し実行してほしいと思います。

三、私の「できない」に笑顔で接してほしいと願います。

自分の為に私の支えてほしいことを伝える準備をしようと思います。

私を支えてくれるのは、「人」。今から、「小さなお節介屋さん」になり、お互い様の支え合いをしていきたいと思っています。お互い様の支えあいのグループが年齢差なしでいっぱい増えていき、安心して住める町になると嬉しいなと思っています。

今回、学ぶ機会を頂いたことで気づきを得て準備をしていこうと思います。

平成23年2月5日～3月16日に行われた「市民後見人養成研修・基礎研修カリキュラム」を修了されたお二人に、思いを綴っていただきました。

## 若年性認知症の方が利用できるサービスは？ 入所先は？……

「わたし、元気になりました。明日から会社に行きます」

東三河後見センター 福住幸子

### 1. はじめに

当法人は、昨年度、はじめて若年性認知症の方の後見を受任しました。若年性認知症のB子さん（55歳）を担当する中で、ある問題が日々膨らんできました。「自己決定の尊重、ノーマライゼーション、残存能力の活用」を理念とする後見制度に関わる者として、今ぶつかっている「情報収集と研究が急がれる」課題について、述べさせて戴きます。

#### B子さん(55歳)について ↓

B子さん一家（両親、兄）は、35年前、九州からA市に移住。両親、兄は既に死去（法定相続人なし）。独身のBさんは、12年前から、公営住宅で一人暮らし。A市に移住後、今回の発症まで、X株式会社に勤務。

◆後見制度とのかかわり・・・診断までの経過は1年位と思われる。職場の同僚や上司が気づき

C病院に受診同行、「アルツハイマー型若年性認知症」と診断。C病院医療相談室より、当法人に後見人候補者の打診あり受任。類型＝後見、当初、診断書保佐で本人申立するも、家裁面接の結果、鑑定も経て後見類型となる。申立人は最後まで本人。 ◆現在の認知症による主な中核症状・・・記憶障害（短期）、見当識障害（季節、日時）。理解・判断力障害（2つ以上のことが重なると処理できない、些細な変化などで混乱など）。

◆介護保険関係情報・・・要介護4、利用サービス＝訪問看護（服薬管理、アリセプト服用）、訪問介護（食事）、◆他法・・・精神障害者保健福祉手帳・・・1級 ◆経済生活・・・年金、預貯金（退職金）

#### 認知症発症により55歳でBさんが失った物・事など ↓

職場、自由な移動＝自動車免許証返上・自動車廃車、自分のお金の管理＝後見人代理行為、自分の将来を見通した人生設計を組立てる能力、社会人として自立して社会と関わっていくこと

### 2. Bさん支援の過程で、ケアマネさん・後見人は・・・

生活レベルの低下や引籠り予防のため、デイサービスの利用を検討していました。 ケアマネさんによる認知症高齢者対応のデイサービスへの誘いで出かけられた夜、Bさんから後見人の携帯にシクシク泣きながらの連絡がありました。高齢者中心のデイサービス利用をすすめることに躊躇していた後見人は、その日、Bさんがデイサービスの「お試し」体験をすすめられる情報は得ていませんでした。

翌日、ケアマネさんから事情を聞きとり、Bさんの泣かれた事情が分かりました。前日、泣きながらのBさんの訴えは、「私が高齢で年寄ばかりが集められた所にいかなければならないのですか？」「あんな怖い所へは、絶対行きません」でした。何らかの違和感を持たれ、それを「怖い」と感じられた様です。

「デイサービスの利用をどうするのか」。私は、全国の若年性認知症ご本人・ご家族及び支援者方々の「若年性認知症専用のデイサービスを」という切実な文言を目にしていたのですが、Bさんの泣いて拒否された様子に接して、より実践的な課題だと痛感しました。

若年性認知症の方が、全国にどれほど存在されるのかを調査することは、現状ではなかなか困難とされていますが、全国で37,800人と推計されています。各自治体単位で見れば、当事者の方々が少数のため、面的なサービスの展開に困難があることは想像できます。しかし、既に厚生労働省から各都道府県・指定都市・中核都市宛に「若年性認知症施策の推進について」事務連絡がおりており、東京都では、「若年性認知症支援モデル事業」が補助事業者によって行われています。

社会参加意欲や就労意欲がある若年性認知症の方の施策は、介護保険サービスの利用者とするだけでなく、「ボランティア活動型」「社会参加型」の支援が盛り込まれることが大切です。

今、Bさんは、地域支援者の理解と配慮に支えられ、居住地の「ふれあいサロン」に利用者ではなくボランティアとして参加されるようになりました。その夜、「今日、仕事に行ってきました」と元気な報告があります。

地域支援者の方から「エプロン姿で張り切っていたよ。家のカギがないと騒いでいたけど」という優しく温かい報告もいただきます。 厚生労働省の事務連絡詳細については、又の機会に。

# 会員さん紹介

NPO 法人 東三河後見センター  
理事 村川 賢一

5月の総会を経まして、仲間入りさせていただきました新理事の村川賢一です。

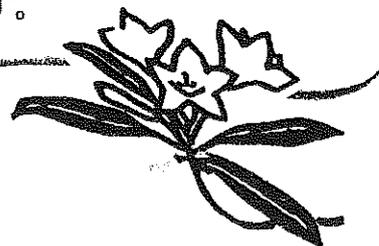
私は、この3月まで、新城市において市民福祉部長（兼福祉事務所長）として在籍いたしておりましたことから、当法人には、以前からお世話になっていたのであります。

ちょうど定年退職ということになりまして、今までとは違った世界で行動したいと思っている矢先、市民後見人養成講座に巡り合うことができました。

講座受講中には、今より随分と若い時に体験した、ケースワークを思い出していたところでした。

このことと相前後して、代表の長谷川さんから、法人の理事になりませんかとお誘いをいただいていた。私のようなものが、勤め上げられる役職なのかどうか、不安も感じましたが、36年間の公務員生活のうち23年間は福祉系の部署においていただいた経験が、何かしらお役にたてるのではないかと考え、大胆にもお誘いを受けさせていただき、今日に至っている次第です。

現役当時を振り返ると、大変厳しい生活をしてきた人々の顔が浮かび上がってきます。少しでも多くの方が、平穩に生活できますようお手伝いをさせていただきたいと思っています。皆様、どうぞよろしくお願ひします。



会員数（H23年7月6日現在）

個人	正会員	66名
	賛助会員	30名
法人	正会員	2法人
	賛助会員	3法人

新会員の紹介

(正会員) 6名 (賛助会員) 7名

(法人会員)

豊川市知的障害者育成会  
医療法人 信愛会(理事長 大石明宣)  
(賛助会員から正会員へ)

## 平成23年度会費納入のお願い

まだ、未納の方には同封いたしました振込み用紙にて、お振込みください。

お願い・・・振込み取扱票の通信欄に、「会費」とご記入下さい。

※既に会費を納めて頂いた会員様には、会員証を送らせていただきました。